

溶接ヒューム：ばく露基準値以下での呼吸用保護具の選択

環境・健康

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）が新たに特化則の特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者には有効な呼吸用保護具の使用などが義務付けられました。

金属アーク溶接等作業場での呼吸用保護具の特化則に基づく選択と粉じん則に基づく選択が異なる場合は、いずれかの防護性能の高い方の呼吸用保護具を選択する必要があります。

粉じん則では局所排気装置の設置等粉じんの発散を防止する有効な措置を講じたときは呼吸用保護具の使用が除外されていますが、特化則では局所排気装置の設置等の有効な措置にかかわらず呼吸用保護具を使用する必要があります。

これらのことを踏まえた、溶接ヒューム（マンガン）の濃度がマンガンに係るばく露基準以下での呼吸用保護具の選択を下記に示しました。

マンガンばく露基準値以下での呼吸用保護具の選択

			局所排気装置等の有効な措置	
			無	有
粉じん則	オイルミスト等の混在	無	DL2、DL3、RL2、RL3 DS2、DS3、RS2、RS3	呼吸用保護具 使用除外
		有	DL2、DL3、RL2、RL3	
特化則			DS1、DL1、RS1、RL1	
選 択	オイルミスト等の混在	無	DL2、DL3、RL2、RL3 DS2、DS3、RS2、RS3	DS1、DL1、RS1、RL1
		有	DL2、DL3、RL2、RL3	

※ 特化則では〔DS1、DL1、RS1、RL1〕の指定防護係数以上の呼吸用保護具を選択します。

※ 粉じん則では〔DS1、DL1、RS1、RL1〕の呼吸用保護具は選択できません。

kes サポート

的	課 題	kes サポート
把 握	作業者の有害物のばく露状況	個人ばく露測定
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改 善	作業環境への有害物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用